

安城市市民協働推進会議委員募集要領

1 趣旨

安城市市民協働推進計画の推進や市の市民協働に関する取り組みなどについて、幅広く市民の意見を反映するため、安城市市民協働推進会議の委員の一部を公募します。

2 応募資格・条件

次のいずれにも該当する人

- (1) 市内在住・在勤・在学又は市内で活動する満18歳以上の人（令和4年4月1日現在）
- (2) 応募時点で本市の審議会等の委員を3つ以上兼務していない人（ただし、令和4年10月31日以前に任期満了となるものを除く）
- (3) 平日及び土曜日の昼間に開催する会議に出席できる人

3 募集人数

3人程度

4 任期

令和4年11月1日～令和6年10月31日（2年間）

5 開催回数

年4回程度を予定

令和4年度、令和5年度については、次期市民協働推進計画の策定期間となりますので、例年より開催回数が多くなります。

6 報酬

1回につき7,500円

7 募集期間

令和4年8月1日（月）から8月15日（月）まで

8 応募方法

以下のどちらかの方法でご応募ください。

- (1) あいち電子申請・届出システムから必要事項を入力
- (2) 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、市民協働課へ提出
(応募用紙は市民協働課で配布。市公式ウェブサイトからダウンロード可。)

9 提出先

- (1) あいち電子申請・届出システムの場合
右記QRコードから入力（最終日午後5時15分まで受付）
- (2) 持参の場合
市民協働課（本庁舎3階 窓口No. 34）
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付）



(3) 郵送の場合

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市役所市民協働課あて（最終日当日の消印のあるものまで有効）

(4) FAXの場合

0566-72-3741（最終日午後5時15分まで受付）

(5) 電子メールの場合

kyodo@city.anjo.lg.jp（最終日午後5時15分まで受付）

10 選考方法

書類審査及び面接

（書類審査の結果及び面接日時（令和4年9月15日（木）午後予定）については、後日、本人あてに通知）

11 その他

- (1) 応募いただいた書類は、返却いたしません。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募者負担となります。
- (3) 委員となった方については、氏名を公表します。
- (4) 今期の市民協働推進会議では、市民活動補助対象事業の審査、第2次安城市市民協働推進計画の進捗管理及び評価、第3次安城市市民協働推進計画の策定をしていただく予定です。
- (5) 第2次安城市市民協働推進計画は、市民協働課で閲覧することができます。また、市公式ウェブサイトにも掲載しています。

12 問合せ先

安城市市民協働課市民協働係 電話0566-71-2218

■市民協働とは？

市民、地域団体、市民活動団体、事業者および市それぞれの良さや強みを持ち寄って、地域の課題を解決するために、お互いの特性を活かし合い、補完し合い、協力し合うことです。これによって、安城のまちをより良くしていくことにその狙いがあります。

■第2次安城市市民協働推進計画とは？

この計画は、平成24年10月に施行された「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条の規定に基づき、市民協働の推進のための施策や事業、推進体制等について具体的に定めたものです。また、「第8次安城市総合計画」を進めるための個別計画として、本市の市民協働の推進を総合的・横断的に図ります。

基本目標「市民協働によるまちづくりの実現」

計画期間：平成30年度～令和5年度